

## 令和4年関川村議会2月（第2回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和4年2月15日（火曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第12号））
  - 第 4 議案第 3号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 第 5 議案第 4号 関川村健康施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 6 議案第 5号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 7 議案第 6号 道の駅リニューアル工事変更請負契約の締結について
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第12号））
  - 第 4 議案第 3号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 第 5 議案第 4号 関川村健康施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 6 議案第 5号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 7 議案第 6号 道の駅リニューアル工事変更請負契約の締結について
- 

### ○出席議員（10名）

|    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 渡 | 邊 | 秀 | 雄 | 君 | 2番  | 近 | 壽 | 太 | 郎 | 君 |
| 3番 | 鈴 | 木 | 紀 | 夫 | 君 | 4番  | 伊 | 藤 | 敏 | 哉 | 君 |
| 5番 | 小 | 澤 |   | 仁 | 君 | 6番  | 加 | 藤 | 和 | 泰 | 君 |
| 7番 | 高 | 橋 | 正 | 之 | 君 | 8番  | 平 | 田 |   | 広 | 君 |
| 9番 | 伝 |   | 信 | 男 | 君 | 10番 | 菅 | 原 |   | 修 | 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

|          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 村        | 長 | 加 | 藤 | 弘 | 君 |
| 副        | 村 | 角 | 幸 | 治 | 君 |
| 教        | 育 | 佐 | 藤 | 修 | 一 |
| 総務政策課長   |   | 野 | 本 | 誠 | 君 |
| 観光地域政策室長 |   | 大 | 島 | 祐 | 治 |
|          |   |   |   | 治 | 君 |

---

○事務局職員出席者

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 熊 | 谷 | 吉 | 則 |
| 主 |   |   | 幹 | 渡 | 辺 | め | ぐ |
|   |   |   |   |   |   | 美 |   |

午前１０時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和４年関川村議会２月（第２回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、２番、近 壽太郎さん、３番、鈴木紀夫さんを指名します。

---

日程第２、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第２、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第９項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和３年12月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第３、報告第１号 専決処分の報告について（令和３年度関川村一般会計補正予算（第１２号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第３、報告第１号 専決処分の報告について（令和３年度関川村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用の中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日、お諮りいたします報告第１号は、令和３年度関川村一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告でございます。

この予算は、新型コロナウイルス感染症対策のために要する経費の補正を専決処分したものでございまして、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

専決第1号、令和3年度関川村一般会計補正予算（第12号）でございます。280万円を追加いたしまして、予算総額55億590万円とするというものでございます。専決の日付は令和4年1月31日であります。

8ページ目をお開き願います。

歳出、2款総務費1項総務管理費でございます。コロナ感染の検査に関する費用を予算計上したものであります。

まず初めに、需用費、消耗品の80万円であります。抗原検査のキット600回分、それからPCR検査用の容器、唾液を採取するものでありますが、200セット。それで80万円でございます。抗原検査につきましては、すぐに陽性、陰性が判明いたします。PCRに関しては、検査機関にお願いをしなければいけないということで、手数料として200万円計上したものでございます。

この使い道でありますけれども、主に村の職員あるいは学校の教職員を想定したものでございまして、具体的には、例えば濃厚接触者に職員がなった場合に7日間自宅待機となりますけれども、なるべく村の業務を停滞させないためにエッセンシャルワーカーという位置づけにいたしまして、4日目と5日目に抗原検査を行って陰性を確認できれば出勤可能とすると。あるいは医療従事者であれば、毎日検査をしながら陰性を確認して出勤してもらうというように幾つかのパターンを設けて対応することにしております。そういったときに使う抗原検査であり、PCR検査用の容器を購入したものでございます。

なお、品薄状態であったんですけれども、探している中で即購入するということができそうだとということで、1月の末に専決の補正予算を編成させていただいたということでございます。

それから、財源といたしましては、7ページ目、歳入でございますけれども、地方交付税を充てさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） おはようございます。5番、小澤です。

今ほど、村長から説明がありました地方自治法第180条第1項の専決処分事項に該当して専決処分を行ったという報告で、詳細説明が総務政策課長のほうからの説明で、用途、それから購入した後

の使い方という説明は承りました。

議会の告示1号である村長専決処分事項の指定というものがございます。恐らく7項の災害及び突発的な事象により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正というところで専決されたと思うんですが、ご承知のとおり、当議会では通年会期制を選択しております。いつでも議会が開かれるという状況がある中で、1月31日の専決をされたというところについて、詳細の説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今、議員ご指摘のとおり、専決処分の第7の今おっしゃったところで該当すると判断をいたしました。

背景にあるのは、抗原検査の買いたいと思った品々を探していたときに、実は品薄で手に入らないというような状況であったんですけれども、お付き合いのある業者さんなんかを当たっていて、すぐ買えるという状況になりました。そこですぐ押さえる必要があるという判断をして専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今回、コロナの検査キット、PCRと抗原ということなんですけれども、今は国、県などでもいろいろ補助金、色つきの特別交付税というんでしょうか。今回、財源を見ますと地方交付税ということなんですけれども、これは村単独で行うような事業なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のご指摘でございますけれども、コロナ関係の予算も該当にはなりませんけれども、うちの村では、これまで飲食店の応援であるとか様々な形でやってきまして、そのほうで予算は計画を立て、ほぼ予定どおり執行しておりますので、そちらのほうは満額交付金は頂くものは頂くということにしておりましたので、この今回の件は新たな予算でありますので、村単独の予算ということになったものであります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） それではもう一つ、村職員、学校職員が対象だというような説明でしたけれども、それ以外に使う予定というのはないでしょうか。つまり、例えば村の行事でそういった人が発生してしまったとか、そういったときには使用できないものなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のところ行事というのは想定してございませんけれども、例えばもう少し前までですと、保育園であるとか学校とかで感染されたと。それで濃厚接触者がある程度出ると。そこまでは保健所で今までであれば行政検査でやっていて、それ以外の部分を村単独でというのはありましたけれども、今は少し流れが変わってきて、オミクロン株の特質というのもござ

いますけれども、そこまでは検査は必要でないのではないかというような今の流れというか、村のほうでも判断をしております。しかし、これからどんな変異株が現れるか分かりませんし、情勢によってはまた、保健所の関与も大分今は家族とか一部に限定されておりますけれども、今後の状況を見ながら今回購入したものを使うということは出てくるかもしれませんし、これで足りなければ、また品物があればですけれども、購入させていただくという場面もあるかもしれませんが、状況に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今、総務課長の話でこの適用範囲、何かあまりにもはっきりした線引きがないみたいで、今後コロナと付き合っていかなければならない、抗原検査もしなければならぬ、いろいろな状況が出てくると思うんです。はっきりした線引きをしておかないと、そういう突発的な場合、トラブルのもとになるような感じがするんですけれども、まだはっきりした線引きというのはないの。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 私の説明もあまりうまくなかったですけれども、一定の村の判断というものは今のところしております。しかし、ご存じのとおり、濃厚接触者の扱いの関係も変わっておりますし、また変わるかもしれませんので、そういった意味では状況に応じて対応していくといったようなお答えでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 3項ですか、手数料の関係なんですけれども、PCR検査の委託手数料ということですが、PCR検査というのは検査機関は県内なのか、それとも東京方面にあるのか。あと加えて、こちらから検体を送って何日程度で検査結果が来るのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） まず、検査をお願いするところは県内でございます。新潟市でございます。それから、検査結果は混まなければその日のうちに可能なんだろうけれども、今までの流れといたしましては大体翌日ということになっておりますので、今後もそういったことを想定してございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。  
これで報告を終わります。

---

日程第4、議案第3号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第3号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第3号は、組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

これは、これからの時代を見越した取組を精力的に推進するとともに、村の様々な課題に的確に対応するため、組織体制の再編を行うものでございます。本条例は、組織の再編に伴い関係する条例条文中の課の課名の改正を行うものでございます。

組織の再編につきましては、副村長に説明させます。また、条例の一部改正につきましては、所管の総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） それでは、私のほうから令和4年度組織再編についてご説明いたします。

お手元の右肩に、四角囲みで参考資料と書いてある1枚紙をご覧ください。

令和4年度は、ポストコロナ時代を見据え、村政の重要課題に的確かつ迅速に対応するため、総務政策課内に設置している観光・地域政策室を課に昇格させ、「総務課」と「地域政策課」に再編いたします。

地域政策課は、コミュニティや産業の活性化、脱炭素の取組など、組織横断的な課題に対し総合調整を図り、政策の円滑な推進を図ることといたします。また、関連して各関係課の組織体制の見直しを行うものでございます。

まず、1番目に地域政策課関係ですけれども、課題解決力・政策立案能力の強化ということでございまして、地域政策課にはコミュニティ活性化を担当する「地域振興班」と観光を含む都市との交流や定住を担当する「交流・定住班」、そして、課内室として脱炭素の取組を担当する「脱炭素推進室」を設置いたします。

また、条例の改正とは直接関係ございませんが、農林課において農業施策におけるソフト・ハード両面における体制の強化ということで班の再編を行います。ドローンを活用した農業DXの推進や地元農産物の商品化・販路拡大といったソフト面の施策の充実及び農林畜産業を一体とした生産基盤整備といったハード面の施策の推進を図るため、農林課の農林振興班を主にソフト面を担当する「農政企画班」と、主にハード面を担当する「農村整備班」に再編するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 続けて、今回の議案の3ページ目をご覧くださいと思います。

第2条は、関川村情報公開条例の改正でございます。

情報公開の請求書の提出先が総務政策課となっておりましたけれども、これを総務課に改正する

ということです。

第3条は、関川村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会設置条例でございます。

それから、4ページ目。

第4条であります。関川村行政改革推進委員会設置条例。第5条が、関川村特別職報酬等審議会条例でございます。それぞれ、委員会の庶務であるとか、審議会の庶務、審査会の庶務、総務政策課となっておりますけれども、総務課に改正するというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

前もこういう形で観光課と総務課が別々になって、それがあまりにも機能しないから、今、総務政策課に観光課も入れたわけですね。またその辺で不都合があったのかどうか。それと、コロナ禍を見据えてとあるんですけれども、このコロナ禍を見据えてというのはどういう状況なのか、それを説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 確かに、以前同じように課題の解決ということで組織の再編を行ったところでございますけれども、やはり、課題が多様化して組織をまたぐ課題が多くなってございます。各課の調整に、やはりこれまでの室であると課長よりも一段階下ということで、なかなか調整機能の果たせなかった部分もございますので、それも踏まえて、その課が主体的に調整に取り組めるように、今回、課への昇格を図りまして権限の強化を図ったものでございます。

また、ポストコロナ時代というふうに記してはございますけれども、現在コロナ禍で、今後コロナウイルスがウィズコロナになるのか、本当に全く害がなくなってアフターコロナとなるのか、明確ではございませんが、要は今のこの時代よりも先に想定される課題に対して、迅速かつ的確に取り組めるようにという考えの下で、地域政策課ということで独立させたものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） このコロナ時代を見据えてという、これはすばらしい提案だなと思います。今後コロナがなくなるわけではないですから、今後コロナとずっと付き合っていく中で、やっぱりちゃんとした政策を取っていただいて、コロナと仲よく、村もコロナに負けないような活力ある村になるような課になってほしいと思います。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

私は、参考資料の下農林課の関係ですけれども、農林振興班を2つに班を分けるということで、農村整備班がハード面を担当するという事なんですけれども、昔は課長補佐がいて一本でそのまま来たんですけれども、今は昔と違って林道事業もないし、あとは農地関係においても工事が無いわけですね。圃場整備とかそういうものがないわけですね、直接担当するのが。そういう中で2つに分ける必要があったのかなとちょっと疑問に思ったんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） まず、今回、班を2つに分けた理由の大きな部分は、ソフト面において今は農業DXですとか、地元農産物の商品化あるいは販路拡大、そのように非常にソフト面の守備範囲というものが拡大、専門化しているところでございます。そういうこともありまして、なかなかソフト・ハード両面を1人の班長が目配りをしていくというのはなかなか手に余る部分があったので、そういうこともありまして、ソフト面を切り離したというところと、あともう1点、ハード面においても今後新たな土地改良事業が予定されていることもございますし、また、林業基盤の整備ということで、今後村としても力を入れていきたいというふうに考えおりますので、そういう面からもソフトとハードは分けたほうがより効率的に実効性のある取組ができるだろうということでございまして、今回再編したものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 地域政策課は3つの班があるわけなんですけれども、2つ目の交流・定住班、いわゆる観光施策についてはその班で担当されるというふうにご説明ございましたけれども、その観光という表現が今度はなくなるわけなんですけれども、その辺、観光事業の関係者ですとか、あるいは役場の中でも観光という表現がなくなることに対しての影響はないよというご判断なのか、その辺何か観光という表現がなくなっても大丈夫だということについての何かご説明あればいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） このたびの、ここ数年のコロナ禍において、社会では働き方改革ですとかDXの進展、また価値観の変化によりまして、ワーケーションですとか二地域居住あるいはバーチャル観光といった新しい概念が登場してきております。いわゆる今までの旅館に泊まって観光地巡りというような限定的な観光という捉え方ではなくて、村としては交流というより広い概念と捉えまして取り組んでいくというものでございまして、決して観光振興に対する村の姿勢が変化したものではないです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 観光については、ご説明いただきまして分かりました。

3つ目の脱炭素推進室の関係ですが、今、沼地内で計画のある風力発電の窓口というんでしょうか、その関係もこの推進室で賄うという理解でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のところ、沼の関係についてはこれまでのつながりもありますので、総務政策課のほうで引き続きというふうには思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今の伊藤議員の質問とちょっと重複するかもしれませんが、脱炭素推進室、風力発電を今進めているわけですが、それ以外に今はカーボンニュートラルということで世の中が動いているわけですが、ほかに風力発電以外にこういったことを想定されているんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） まさにそれらはこれからでございまして、まず村のポテンシャル調査をやって、どういった施策でやっていくのか、この村にふさわしいやり方はどういったことなのか、まずはそこを調査し計画を立てると、そこから始まります。その中で並行してになりますけれども、国のほうの先行地域のほうにも手を挙げて取り組んでいくということを考えておりますので、可能性的にはいろいろありますけれども、今の段階でこの発電とかそういうものに絞ったということではございません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 関川村健康施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第4号 関川村健康施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第4号は、関川村健康施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

10月の臨時議会でご承認をいただきました同条例では、いわゆる村民割引等、使用料の詳細を規則に委ねることを想定しておりましたが、使用料金は村民の関心が高いことから議会でご審議いただき、条例で規定することが望ましいと考え、このたび条例の改正をするものでございます。

具体的な内容につきましては、観光地域政策室長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほど、村長より説明がありましたとおり、10月の臨時議会でご承認をいただきました条例の改正でございます。

お手元に1枚資料を配らせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、この料金の設定に至るまでの過程でございますが、プレオープン期間中に利用者の皆様からアンケート調査にご協力をいただきまして、運営方法、使用料についてよりよい施設となるように検討を内部でさせていただいております。

今回、改正を行うのは使用料のところに回数券、それからシニア、学生、障がい者及び介助者の定期券それぞれを設定させていただいております。

参考資料の上段、別表第2をご覧くださいと思います。

関川村健康保養センター、こちらはゆ〜むでございます。ゆ〜むにつきましては一律の料金設定の中、規定で村民割引を適用するというご説明をさせていただいておりますが、今回、条例に明記をさせていただくこととしました。村民等ということでは、大人普通券1回400円でございます。なお、この400円の中には入湯税が入ってございません。あくまでも施設の利用料という格好でございますので、入湯税を入れますと1回当たり500円になるという認識をお願いをしたいと思います。回数券の設定については6枚の設定とさせていただきます。大人回数券6枚で1,900円。入湯税込みですと2,500円という格好になります。次に、村外でございますが、村外につきましては10月の議会のほうでお諮りしたとおりの金額をここに提示させていただいております。

次に、別表第3をご覧くださいと思います。

これについても村民等と村外という格好でそれぞれ明記をさせていただいております。今回、村民につきましては普通券1回当たり400円という設定をさせていただきました。こちらについてもアンケート調査の結果を基に、様々議論させていただきまして1回400円という設定をさせていただ

ております。次に、回数券はゆ〜むに合わせまして6枚という設定をさせていただいて2,000円とさせていただいております。それから定期券1か月当たり4,000円、3か月1万円、6か月1万8,000円、1年間で3万4,000円という設定でございます。なお、学生、シニア、障がい者及び介助者の方につきましては、それぞれ半額で使えるような形で定期券は設定をさせていただいております。1回券と回数券につきましては、割引が適用になるのは障がい者及び介助者のみという格好でございます。また、村外の皆様につきましては、普通券1回600円、回数券6枚で3,000円、定期券については1か月6,000円、3か月で1万6,000円、6か月で3万円、1年間で5万8,000円ということで、学生、シニア、障がい者の皆さんの定期券については村民同様に半額という設定をさせていただいておりますので、それぞれに3,000円、8,000円、1万5,000円、2万9,000円という設定をさせていただきました。

それで今回、このような設定を規則ではなくきちんと条例という格好で設定をさせていただきまして、明記をした上で利用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 条例に盛り込んだということなんですけれども、今までのプレオープンのアンケート調査ということで、今回ゆ〜むとトレーニングルームが隣り合わせということで、これを抱き合わせで何か割引をできないかということもあったと思うんですが、そういったアンケート結果はここには反映されないんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、ここに明記という部分ではちょっとさせていただいておらないんですが、確かにセット料金であったり割引の適用ということでお話をいただいております。コラッシュの定期券購入の方につきましては、ゆ〜む利用券で1回当たり100円の割引を想定させていただいております。こちらのほう、購入の際に100円割引するという格好でございますので、その割引をまずはスタートラインと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） もう一つ、健康増進施設ゆ〜むに関してですが、以前ゆ〜むの維持管理について、結構経費がかかりますよというような説明があったんですけれども、今回値上げというのは検討されなかったんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 健康保養センターゆ〜むにつきましては、村民の皆様、それから村外の皆様の利用の割合、今現状ですと、約8割の皆さんが村外から来られているという実態で

ございます。村民の皆様にはこれまで同様の金額でより多くご利用いただきたいという点から、このような料金設定とさせていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

健康保養センター、健康増進施設ともになんですけども、村民等と村外というのがあります。村民というのは関川村に住所を置かれている住民、それ以外を村外と。それで、村民等とはというのは見ると、裏面の2番に「別表2及び別表3において村民等とは、村内居住者、村内事業所勤務者のほか、これに準ずる者として特に村長が認めた者をいう」とうたっています。特に村長が認めた者を具体例としてお示しいただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 村民等の定義についてでございますが、定住人口としての村民、そして中間人口というんでしょうか、ふだんは住所は村外にあるけれども、村で事業所に勤めていて村に貢献してもらっているということで、そういう方も等に入れるべきだろうということで規定させてもらっていますが、その2つ以外でも村に貢献している人があるのではないかと考える下、例えば交流人口、関係人口というものがございしますが、関川村の大ファンで、ふだんしょっちゅう関川村に来るけれども住所はない、勤務地もないと。そういう方たちも村民扱いしていいのではないだろうかという議論の中で、そこも絞り込みをしなければならないと考えています。それで1つ今想定していますのは、例えばいつもふるさと納税をして村に貢献してもらう、あるいは村のファンになってもらっている方で、全てが全てではないにしても、ある一定金額以上の方については、それでしょっちゅう村に来てもらっている人は、これはもう村民扱いしてもいいのではないかと議論もありますので、そういった者について、今後落とし込みをしていきたいと思っております、私の頭としては、今はふるさと納税で幾らか以上した方については、貢献度大として村民等に入れることも可能ではないかと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） ゆ〜むのほうの料金表の中に、今回、障がい者及び介助者という項目ができて300円の金額を頂くということになっていきますけれども、ここに今までは、たしかこの条例にはなくて運用として無料だったと思うんですけども、ここに至った経緯を説明いただければと。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、障がい者及び介助者の利用状況につきましてもゆ〜むのほうで把握をこれまでしていただいております。中には毎日入られる方、それから通算回数でいうと1回ごとに提示をいただくものですから、365日の365回を超えて入られている方等々、様々見受けられた実態がございます。ですが、維持管理をする上では、制限を

かけるわけではないのですけれども、適正な料金の下、利用いただきたいというふうに考えておりますので、今回、ここに障がい者及び介助者の皆様からも子供さんと同じ料金を取らせていただくということで設定をさせていただいたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） ちょっと待ってください。村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと補足説明させていただきます。

障がい者割引は適用しておりますが、福祉施策として障がい者に対する無料のチケットを考えています。それはどういうことかといいますと、これまで利用された方々の平均回数というんでしょうか、調べまして、まず一般の毎日入る方は別として、通常の入り方をしている方であれば無料になるようにということで、年24回の無料パスを出していますので、今までご使用になった障がい者のほとんどの方は、そのチケットで無料で入れると。それを超えて、自分は24回じゃ足りないんだと。60回、70回入るという方については障がい者割引を適用するというので、多くの方が現行利用されている方が不利益を被ることはほとんどないと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） どうもありがとうございました。

福祉のほうでそういうふうにしていただけるということであれば、それはそれにこしたことはないと思うんですけれども、多分、毎日のように利用されている方というのは、それなりの理由があって行かれていると思うんですけれども、多く利用している方の負担が多くなるというわけですので、その辺のところはもう少し何とか考慮願いたいと考えていますけれども、いかがなものですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） そういう意味もあって障がい者割引もありますし、ほかのところも大体、障がい者割引は設けています。なおかつ24回ですから月に2回ですか、それは無料にしましょうということで利用していただいています、中には健常者は我々は金を払うのに、障がい者の方々は毎日365日以上入っているのに一切金がかからない、逆差別ではないかという意見も実はあります。そういうものもあって、現行の無料も前提にしながら、それを超えるものについては若干なりともご負担いただくということで障がい者割引を設けているということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 分かりました。

それで、福祉のほうで年24回の無料券を発行するということなんですけれども、どのような方法を取られるのでしょうか。申請するのか、そういった過程をどんなふうに行っているのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと今、福祉課長おりませんけれども、要はそういう通知をして必要な方は申し出て下さいということで、直接障がい者の方々に通知をして、その返事をもってお送りすることになるかと思います。広報にぼんと出して好きな方はどうぞというやり方はやらないで、個々の障がい者に通知する予定であります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今の近議員の質問の続きのような形になります。私もちょっと調べました。令和2年度で延べ人数で障がい者の利用が2,512人。令和3年の1月末で2,087名いらっしゃるんです。非常に多いなというふうに感じていて、近議員が先に質問いただいたのであれだったんですけども、そういう現状だということを今初めて分かりました。実人数で何人ぐらいというのは室長のほうではつかんでいますか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 大変申し訳ございません。細かい実人数まではちょっと私のほう、今日は把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、議案第5号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第5号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第5号は、せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、健康増進施設コラッシュの設置により、ふれあいど〜むに設置しておりましたトレーニングルームを廃止するため、トレーニング施設の使用料の規定を条例から削除するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第6号 道の駅リニューアル工事変更請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第6号 道の駅リニューアル工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号は、道の駅リニューアル工事変更請負契約の締結についてでございます。

現在、進めております請負工事につきまして変更が生じたものでございます。既に仮変更契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

具体的な内容につきましては、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、変更契約の工事でございますが、令和２年度の繰越事業でございます道の駅リニューアル工事（第２工区）でございます。

第２工区は、道の駅の園内道路の改修、芝生広場の掘削、駐車場整備などでございます。変更金額は1,387万9,800円増額いたしまして、変更後の請負金額が7,602万9,800円というものであります。増嵩の理由でございますが、まず大きいのが付帯工事の増ということで、埋設電線管の敷設にしまして図面と現場の違いがあったということで変更が生じ、それに伴う増。それから、芝生広場内にモニメントがございますが、その移設に伴いまして残土の運搬であるとか敷鉄板が増えたということ、あるいは芝生広場の土が想定を超えて状態がよくなかったということで、運搬であるとか、新たに土の購入が必要になったということなどによる増嵩でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。９番、伝 信男さん。

○９番（伝 信男君） ９番、伝です。

変更前の契約から今の変更請負契約の増、これが大体２割近くなっているわけです。これは最初の請負契約をする場合、もうちょっと調査が必要だったのではないかと思います。埋設管、電線管があったとか芝生の状態が悪いとかこれはもう調べれば分かることで、これを追加でまた1,300万円、２割近く追加するというのは何かあれなので、もうちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 伝議員ご指摘のとおりと私も認識しておりますが、まず電線管の敷設の状況でございますが、当初芝生のほうから真つすぐ歴史とみちの館のほうに高圧線が入っているという認識で、我々、図面等々を見させていただいておりましたが、実際に池の真下付近で電線が斜めに横断するような格好で敷設がなされておまして、工事に入ってこの辺は全て分かってきたということでございます。それに伴いまして、構造物の撤去、移設という部分でも若干増額の工事をさせていただきまして、全てを今回整備をさせていただいて、その部分に排水を設けたりとかという格好で工事の変更を行わせていただいているものでございます。

それから、芝生の状況でございます。芝生の状況につきましては従来から表土の水はけが非常によくないということでご指摘をいただいております。ただ、表面は確かにぐちゃぐちゃなんだけれども、中の土については当時の工事できちんとしたものが入れているという想定で、今回工事に至ったものでございます。実際、天候不順が続く中での工事でありまして、蓋を開けてというか、表土を剥いてみて、その土をそのまま舗装する予定箇所、駐車場を造成する場所等の土で流用

をかけようという計画でございましたが、その流用がございませんで、今回の増額に至ったものでございます。

今後、事業を進める際は、先ほど伝議員ご指摘のとおり、調査等々につきましても配慮しながら進めていかせていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時52分 散 会